

令和8年3月3日(火)
第62回大阪地方裁判所委員会

大阪地方裁判所における 広報活動について



裁判所ナビゲーター
さいたん

大阪地方裁判所事務局総務課

1

はじめに～本日ご説明させていただく内容について

- 1.裁判所における広報活動の意義
- 2.裁判所の広報活動の種類
- 3.大阪地裁の広報行事の概要
- 4.大阪地裁における広報行事の宣伝方法
- 5.大阪地裁の広報行事に関する課題
- 6.広報行事の実演

2

裁判所における広報活動の意義

裁判所の存立の基盤は・・・

国民の信頼

- ・公的機関としての説明責任
- ・積極的な情報発信

⇒裁判所における広報活動の必要性

国民の皆様には裁判所の
ことを正しく知っていただ
くことがポイント★



3

裁判所の広報活動の種類

・報道対応

司法権を担う公的機関として、報道機関等に対して適時適切な情報提供（公表）をすることを通じて、説明責任を果たす。

⇒報道発表、取材申込みへの対応

・一般広報

裁判所の営みに関する情報を地域社会に発信し、地域社会の理解を得るとともに、期待やニーズを裁判所の営みに反映させる。

⇒各種広報行事、出前講義等、各種リーフレット・パンフレット

本日はこちらを取り上げます。



4

大阪地裁の広報行事の概要（スポット開催のもの）

行事名	開催時期	令和7年開催実績	主催	対象	内容
裁判員裁判体験ツアー	1月頃の2日間	1月9日(木),10日(金) 10:00-12:00	大阪地裁	一般	裁判員に選ばれた際のイメージをもってもらうため、裁判員経験者をサポーターとして、裁判員選任手続、公判、評議の各模擬を体験する。
法曹界の魅力発見～実際に話を聞いてみよう～	2月又は3月頃	3月1日(金) 13:30-15:10	大阪弁護士会	高校生・大学生・法科大学院生	法曹を目指している又は法曹に興味のある学生に法曹三者とオンラインで交流し、法曹三者それぞれの特色や魅力を知ってもらう。
憲法週間行事	5月頃	5月15日(木) 13:30-16:30	大阪地裁	一般	年度ごとに検討 近時は、裁判員裁判に関する内容（模擬裁判等）を取り扱うことが多い。
夏休み子ども模擬裁判	8月の3日間程度	8月13日(水)～15日(金) 13:30-16:30	大阪高裁・大阪地裁（共催）	小学生（4年生以上）	参加者に役を割り当てて模擬裁判員裁判を行うとともに、模擬評議を行ってグループごとに有罪無罪の結論を検討する。
社会科教員研修	8月前半に2日間程度	8月5日(火),6日(水) 9:25-17:00	大阪地検	中学校、高校の社会科教員等	検察官等による講義（大阪地裁内会議室）、裁判傍聴及び法廷担当裁判官による説明
「法の日」週間行事	10月1日（法の日）前後	10/7(火) 13:30-15:30	大阪地裁	一般	年度ごとに検討 近時は、民事事件に関する内容を取り扱うことが多い。
裁判傍聴会	11月頃	12/2(火) 12:45-16:00	大阪弁護士会	一般	法廷見学、裁判傍聴、法曹三者による裁判手続の説明等

5

裁判員裁判体験ツアーについて

令和7年1月9日(木)、10日(金)
10:00-12:00実施

- ・裁判員等選任手続の説明及び体験
- ・法廷での裁判員裁判の体験
- ・評議についての説明、質疑応答

※裁判員等経験者（サポーター）の協力あり

日	定員 a	申込 b	キャンセル	参加	定員充足率 b/a
1/9	33人	39人 33人抽選	8人	25人	100%
1/10	33人	39人 33人抽選	3人	30人	100%

※定員充足率は100%を上限とする。



6

憲法週間行事について

令和7年5月15日(木) 13:30-16:30 実施
「次はあなたが裁判員」

- ・裁判員制度の概要解説
- ・模擬裁判員裁判
- ・模擬評議の体験
- ・裁判官による質疑応答
- ・法廷見学、法服試着



枠	定員 a	申込 b	キャンセル	参加	定員充足率 b/a
学生	20人	19人	4人	15人	95%
一般	10人	31人 11人抽選	4人	7人	100%

※定員充足率は100%を上限とする。

7

夏休み子ども模擬裁判について

令和7年8月13日(水)～15日(金)
13:30-16:30実施

- ・DVD上映、裁判員クイズ
- ・模擬裁判員裁判・評議体験
- ・裁判官による質疑応答
- ・法廷見学、法服試着



日	定員 a	申込 b	キャンセル	参加	定員充足率 b/a
8/13	32人	122人 32人抽選	2人	30人	100%
8/14	32人	57人 32人抽選	0人	32人	100%
8/15	32人	83人 32人抽選	6人	26人	100%



※定員充足率は100%を上限とする。

8

「法の日」週間行事について

令和7年10月7日(火) 13:30-15:30実施
「さいたんと一緒に!すごろくで学ぶ破産手続」

- ・動画を用いたすごろく演出による破産手続の説明
- ・裁判官による質疑応答
- ・法廷見学、法服試着

定員 a	申込 b	キャンセル	参加	定員充足率 b/a
60人	74人	24人	50人	100%

※定員充足率は100%を上限とする。



9

大阪地裁の広報行事の概要(通年で実施しているもの)

行事名	開催時期	対象	内容
団体傍聴	火曜又は水曜	10名から40名までの団体(中学生以上)	職員による刑事裁判の手続等についての説明、法廷見学、裁判傍聴 後ほど、法廷にて職員が実演します!
わくわく!裁判所ツアー	平日午前又は午後	10名から40名までの団体(小学4年生から6年生)	アニメによる裁判所の役割や裁判の仕組みの学習、職員による裁判所クイズ、法廷見学・法服試着体験
裁判官に聞いてみよう!	随時	大阪府下の中学生、高校生	裁判官が学校を訪問し、「裁判や裁判所のしくみ」、「裁判官の仕事」等について説明する。
もっとくわしく!裁判員制度	随時	大阪府内の企業、自治体・民間の主催する教育機関(市民講座等)、その他の社会人・高校・大学等の団体又はグループ(概ね15人以上)	裁判員制度のポイント解説、裁判員裁判の現在の状況に関する説明、裁判官との質疑応答、(大阪地裁で実施する場合)法廷見学 ※申込団体への裁判官派遣可

10

団体傍聴について

◆実施日

火曜又は水曜

◆対象

10人から40人までの団体（中学生以上）

◆内容

職員による刑事裁判の手續等についての説明、
法廷見学、裁判傍聴

希望する団体には、裁判所職員（裁判所事務官・裁判所書記官）の職業説明
を合わせて実施



11

団体傍聴について

◆令和6年度の参加者数

約3,000人

内訳 学生 約1,500人

一般 約1,500人

大阪地裁における人気行事であり、多数のお申込みをいただ
いております！



12

「裁判官に聞いてみよう!」について

◆実施日

随時（閉庁日及び7月1日から8月31日までを除く。）

◆対象

大阪府下の中学生、高校生

◆内容

裁判官が学校を訪問し、「裁判や裁判所のしくみ」、「裁判官の仕事」等について説明する。

※ その他のテーマの希望は、応相談

※ 所要時間は、1時間程度



13

「裁判官に聞いてみよう!」について

◆これまでに寄せられた感想

裁判官と直接話をする事で、若い世代に司法への興味を持ってもらう!

- ・裁判官は、少し怖いイメージがあったけど、フレンドリーで面白かった。
- ・お話を聞いて仕事内容が分かったし、少しイメージが変わった。
- ・思っていたより人数が少なかったり、分厚い資料を読んだり、想像以上に大変なんだと思ったが、やりがいがあると聞いて、裁判官の仕事に興味湧いた。
- ・質問をたくさんしてしまったけど、一つ一つ丁寧に教えてもらえてうれしかった。
- ・公民の授業で学んだ裁判所や裁判官のことについて、より深く学ぶことができた。
- ・いつかは、本物の裁判を見たいと思った。成人して裁判員に選ばれたら、参加したいと思う。

14

「もっとくわしく!裁判員制度」について

◆実施日

随時（閉庁日及び7月1日から8月31日までを除く。）

◆対象

大阪府内の企業、自治体・民間の主催する教育機関（市民講座等）、その他の社会人・高校・大学等の団体又はグループ（概ね15人以上）

◆内容

裁判員制度のポイント解説、裁判員裁判の現在の状況に関する説明、裁判官との質疑応答、（大阪地裁で実施する場合）法廷見学



15

「もっとくわしく!裁判員制度」について

◆近時の動向

- ・市民団体や企業の研修の目的で申し込んでいただくことが多い。
- ・会社等を経営されている方から、従業員が裁判員等候補者として裁判所に呼び出された際の対応について質問をいただくことも。
- ・法改正により、裁判員に選ばれる年齢が20歳以上から18歳以上に（令和5年1月1日以降の選任から）。
→令和5年以降、高校や大学からの申込みも見られる。



16

大阪地裁における広報行事の宣伝方法

・チラシ送付、ポスター掲示

チラシ送付先：関係機関、市役所、図書館、大学、公務員予備校など
⇒ 送付先のウェブサイト等に掲載していただけることも。

・裁判所ウェブサイトでの発信

このほか、

- ・自治体の広報誌への掲載依頼
- ・司法記者クラブへの働きかけ など

令和7年9月に裁判所のウェブサイトがリニューアルしました！



17

宣伝方法ごとの効果（近時のアンケートの検証）

	開催年月日 実施時間帯	行事名	回答 人数	チラシ・ポスター	裁判所ウェブ サイト	自治体広報 誌	裁判所以外の ウェブ サイト／SNS	その他
R6	2月9日(金) 10:00～12:00 14:00～16:00	裁判員裁判体験ツアー	36	6	10	16	1 大阪府	3 友人からの誘いなど
	5月13日(月) 13:30～16:30	憲法週間行事 ※ 裁判員	12	9	5	-	-	1 知人等からの紹介
	8月14日(水) ～16日(金) 14:00～16:20	夏休み子ども模擬裁判	501	306	169	-	-	26 イベント紹介サイトなど
	10月2日(水) 14:00～16:15	「法の日」週間行事 ※ 知的財産	37	16	15	4	2 近畿経済産業局知的財産室	1 学校の先生からの紹介
R7	1月9日(木)、 10日(金) 10:00～12:00	裁判員裁判体験ツアー	78	33	19	21	-	5
	5月15日 (木)13:30～16:30	憲法週間行事 ※ 裁判員	24	13	1	-	1	3
	8月13日(水) ～15日(金) 13:30～16:30	夏休み子ども模擬裁判	262	85	129	-	-	48 友人の紹介、ネット検索 など
	10月7日(火) 13:30～15:30	「法の日」週間行事 ※ 破産	50	23	11	8	1	7 学校の先生からの紹介、 職場など

※アンケートの対象は、行事の申込者又は参加者

18

大阪地裁の広報行事に関する課題

1. 集客力の向上、効果的な宣伝方法

- ・チラシかウェブサイトによる集客がほとんど。
- ・現状、大阪地裁としてSNSで広報行事に関する発信は行っていない。

2. 行事のブラッシュアップ

- ・特に、通年で実施しており、かつ、人気もある「団体傍聴」は、様々な年齢層の方に裁判所のことを知っていただく絶好の機会。より分かりやすい説明を行いたい。



19

ご意見を伺いたい事項

1. より多くの人に（又は学生などの特定の層に）行事の存在を知ってもらうには、どのような方法が考えられるか。

皆様の所属団体等で行っておられるイベントの宣伝方法なども紹介していただければ幸いです。

2. どのような行事であれば参加したいと思ってもらえるか、裁判所のことを知ってもらえるか。

この後、実演をご覧いただく「団体傍聴」をブラッシュアップするためのご意見も頂戴できれば幸いです。



20



ご清聴、ありがとうございました。

※最後に、法廷に移動し、「団体傍聴」における職員の説明の様子をご覧ください。